

「世田谷区自殺対策基本方針（案）」について

（付議の要旨）

自殺対策基本法の改正により、区市町村に自殺対策計画の策定が義務付けられたことから、区の自殺対策をより総合的に推進するため、「世田谷区自殺対策基本方針」を令和元年10月に策定する。

1 主 旨

平成28年の自殺対策基本法の改正により、すべての区市町村に自殺対策計画の策定が義務付けられた。一方、区では平成22年より区の自殺予防施策等を協議することを目的として、学識経験者、保健医療関係者及び地域保健について関係を有する区民、団体等を構成員とする「世田谷区自殺対策協議会」（以下、「自殺対協」という）を設置するとともに、保健衛生の総合計画「健康せたがやプラン（第二次）」において、総合的な自殺予防対策を含む「こころの健康づくり」を重点施策の一つに位置づけ、様々な施策・事業に取り組んでいる。

このことから、平成29年度よりこれまでの実績や成果等を踏まえつつ、自殺対協を中心に、あらためて区の自殺対策をより総合的に推進するための検討を進めてきた。

今般、この検討結果に基づき、令和8年までに年間の自殺死亡率減少させることを数値目標として掲げた「世田谷区自殺対策基本方針」（以下、「基本方針」という）を、令和元年10月に策定する。

2 基本方針の位置づけ

基本方針は、平成28年に改正された自殺対策基本法第13条第2項に基づき、国の定める自殺総合対策大綱の趣旨を踏まえて策定する。

なお、令和4年度以降を新たな計画期間とする「健康せたがやプラン（第三次）」の策定においては、基本方針に基づく施策をプランに反映させるなど、整合性を図る。

3 対象期間

令和元年10月～令和9年3月

4 検討経過

平成29年	第14回～15回自殺対協（「基本方針」策定等の検討）
平成30年 7月	第16回自殺対協（基本方針と区民意識調査等の検討）
9月～11月	自殺対策に関する区民意識調査等の実施
平成31年 2月	第17回自殺対協（基本方針（案）の論点整理、骨子案検討）
令和元年 5月	福祉保健常任委員会（基本方針（案）の策定状況、骨子）
7月	第18回自殺対協（基本方針（案）のまとめ）

5 基本方針（案） 別紙1 世田谷区自殺対策基本方針（案）（概要版）
別紙2 世田谷区自殺対策基本方針（案）

6 今後のスケジュール（予定）

令和元年 9月	福祉保健常任委員会（基本方針（案）の報告）
10月	基本方針策定